

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 5 月 29 日（金）第3114号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定予定の通知	（森づくり推進課取扱い）	2
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	3
○漁業の免許内容等の事前決定	（水産振興課取扱い）	4
○土地改良区の役員の就退任の届出	（農地整備課取扱い）	4
○土地改良区の定款の変更の認可	（農地整備課取扱い）	5
○県営土地改良事業の換地計画の決定	（農地整備課取扱い）	5
○公共測量の実施	（監理課取扱い）	6
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	6

公 告

○落札者等の公告（2件）	（情報政策課取扱い）	6
○平成27年度家畜商講習会開催公告	（畜産課取扱い）	7
○河川法に基づく川内川下流圏域河川整備計画（県管理区間）の公表	（河川課取扱い）	8
○河川法に基づく川内川上流圏域河川整備計画（県管理区間）の公表	（河川課取扱い）	8
○河川法に基づく大淀川水系河川整備計画（庄内川・溝之口川 鹿児島県知事管理区間）の公表	（河川課取扱い）	8

教 育 委 員 会 規 則

○鹿児島県障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則（※）	（義務教育課取扱い）	8
--------------------------------	------------	---

公 安 委 員 会 規 則

○自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則（※）	（交通企画課取扱い）	9
------------------------------------	------------	---

県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

○鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程（※）	（県立病院課取扱い）	14
-------------------------------	------------	----

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 516 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年 5 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

1 保安林予定森林の所在場所

南九州市川辺町清水字馬場ノ上169番1から169番3まで、字古野171番3，172番，字小栗栖1345番4，1345番7，1345番8

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第517号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

志布志市志布志町内之倉字東大谷3875番 3, 3875番 4

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第518号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
田上病院	西之表市西之表7463番地

2 認定の有効期限

平成30年 4 月 13 日

鹿児島県告示第519号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サザン・ヒルズ デイサービスセンター	枕崎市住吉町14	社会医療法人聖 医会	枕崎市緑町220	牧角 寛郎	平成27年 4月1日	通所介護
デイサービス敬 和の郷	南九州市知覧町 郡6003番地1	社会福祉法人敬 和会	南九州市知覧町 郡9047番地1	松久保秀徳	平成27年 4月1日	通所介護
ヘルパーステー ションももちや んち	霧島市隼人町松 永657番地	株式会社ももち ゃんち	霧島市隼人町松 永657番地	山崎 文枝	平成27年 5月1日	訪問介護
デイサービスセ ンターオリビン の浜辺	指宿市開聞川尻 4912番地4	医療法人朝樹会	指宿市開聞川尻 4920番地1	濱田 静樹	平成27年 5月1日	通所介護
リハビリカレッ ジ徒々草	霧島市国分新町 1544番地5	株式会社A r c s	霧島市隼人町見 次871番地1	杳田 貴宏	平成27年 5月1日	通所介護
リハプライド指 宿	指宿市湊2-1 -8	株式会社文泉堂	南九州市穎娃町 牧之内3000	瀬川 浩三	平成27年 5月1日	通所介護

鹿児島県告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアプランセン ターガーデン	霧島市国分中央 四丁目12番22号	株式会社ユニテ ィ	霧島市国分中央 四丁目12番22号	濱田桂太郎	平成27年 4月1日	居宅介護 支援
N P O 南の太陽 相談センター	肝属郡肝付町富 山字今市牧1791 -1	特定非営利活動 法人南の太陽	肝属郡肝付町富 山字今市牧1791 -1	向井 和郎	平成27年 4月1日	居宅介護 支援
みやま居宅介護 支援事業所	始良市深水452 番1	株式会社グリー ンリーフ	始良市三拾町25 番地4	平川 力	平成27年 5月20日	居宅介護 支援
ファースト・ケ ア居宅介護支援 事業所	出水市高尾野町 下水流993番1	有限会社ファ ースト・ケア	出水市高尾野町 大久保1432-1	宇田 稔	平成27年 5月21日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第521号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サザン・ヒルズ デイサービスセ ンター	枕崎市住吉町14	社会医療法人聖 医会	枕崎市緑町220	牧角 寛郎	平成27年 4月1日	介護予防 通所介護

デイサービス敬和の郷	南九州市知覧町郡6003番地 1	社会福祉法人敬和会	南九州市知覧町郡9047番地 1	松久保秀徳	平成27年 4 月 1 日	介護予防通所介護
ヘルパーステーションももちやんち	霧島市隼人町松永657番地	株式会社ももちやんち	霧島市隼人町松永657番地	山崎 文枝	平成27年 5 月 1 日	介護予防訪問介護
デイサービスセンターオリビンの浜辺	指宿市開聞川尻4912番地 4	医療法人朝樹会	指宿市開聞川尻4920番地 1	濱田 静樹	平成27年 5 月 1 日	介護予防通所介護
リハビリカレッジ徒々草	霧島市国分新町1544番地 5	株式会社 Arcs	霧島市隼人町見次871番地 1	杳田 貴宏	平成27年 5 月 1 日	介護予防通所介護
リハプライド指宿	指宿市湊 2-1-8	株式会社文泉堂	南九州市穎娃町牧之内3000	瀬川 浩三	平成27年 5 月 1 日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第522号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場番号、漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び漁場の区域別冊のとおり

(2) 免許の有効期間

ア 第1種区画漁業

(ア) 魚類養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

(イ) ひじき養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

(ウ) かき養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

イ 第3種区画漁業

あさり・はまぐり養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

2 制限又は条件

別冊のとおり

3 免許予定日

平成27年 9 月 1 日

4 免許申請期間

平成27年 6 月 1 日から同年 7 月 10 日まで

5 地元地区

別冊のとおり

鹿児島県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、十三塚原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 笹山 義弘 始良市加治木町本町114番地 2

理事 有村 政春 霧島市溝辺町有川2092番地

理事 森田 勝美 霧島市溝辺町有川2008番地30

理事	末重	眞一	霧島市溝辺町麓3873番地
理事	岩元	武二	霧島市溝辺町麓3534番地 4
理事	今吉	耕己	霧島市溝辺町麓3382番地75
理事	追鳥	正光	霧島市溝辺町三縄887番地 7
理事	有村	春明	霧島市溝辺町麓2294番地 1
理事	山下	勝義	霧島市溝辺町麓1020番地
理事	坂口	勝義	霧島市溝辺町崎森2117番地 2
理事	迫間	勇	霧島市隼人町住吉2570番地 6
理事	竹ノ内	春明	霧島市隼人町嘉例川2256番地 1
理事	平原	正志	霧島市隼人町西光寺2341番地11
理事	西	泰行	始良市加治木町日木山1858番地 2
理事	上村	政廣	始良市加治木町日木山2616番地
理事	内村	照夫	始良市加治木町小山田3627番地
理事	南原	峰雄	始良市加治木町小山田4553番地 2
監事	有村	秀忠	霧島市溝辺町麓2543番地
監事	竹ノ内	久義	霧島市隼人町西光寺2354番地 3
監事	内村	敏春	始良市加治木町小山田3591番地

(任期 平成27年 3 月 30 日から平成31年 3 月 29 日まで)

2 退任した役員の名及び住所

理事	有村	久行	霧島市溝辺町麓1686番地 1
理事	笹山	義弘	始良市加治木町本町114番地 2
理事	木場	幸一	霧島市溝辺町有川1064番地 1
理事	国生	和男	霧島市溝辺町有川2065番地 3
理事	宗像	和喜	霧島市溝辺町麓3581番地
理事	末重	眞一	霧島市溝辺町麓3873番地
理事	木佐貫	実	霧島市溝辺町麓3284番地
理事	花堂	光香	霧島市溝辺町有川851番地23
理事	福永	政男	霧島市溝辺町麓2287番地
理事	山下	勝義	霧島市溝辺町麓1020番地
理事	坂口	勝義	霧島市溝辺町崎森2117番地 2
理事	窪徳	秀雄	霧島市隼人町嘉例川646番地 9
理事	竹ノ内	春明	霧島市隼人町嘉例川2256番地 1
理事	平原	正志	霧島市隼人町西光寺2341番地11
理事	本村	重盛	始良市加治木町日木山2217番地
理事	上村	政廣	始良市加治木町日木山2616番地
理事	内村	義廣	始良市加治木町小山田3638番地 2
理事	南原	峰雄	始良市加治木町小山田4553番地 2
監事	有村	秀忠	霧島市溝辺町麓2543番地
監事	今村	義治	霧島市隼人町嘉例川488番地
監事	田中	健二	始良市加治木町小山田4409番地 2

鹿児島県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成27年 5 月12日付で曾於南部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 5 月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備末吉地区百入換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供

する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 6 月 1 日から同月26日まで
- 3 縦覧場所
曾於市役所耕地課

鹿児島県告示第526号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（3級基準点測量外）
- 2 作業の期間 平成27年 5 月 8 日から同月29日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

鹿児島県告示第527号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から平成26年 8 月 1 日鹿児島県告示第835号で告示した公共測量の実施は、平成27年 1 月 30 日終了した旨の通知があった。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算組織の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県企画部情報政策課システム管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年 3 月 27 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
47,249,321円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372

号) 第10条第 1 項第 1 号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
給与改定等に伴うシステム改修に係る最適化業務委託 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県企画部情報政策課システム管理係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町 3 番31号
- 5 随意契約に係る契約金額
59, 915, 160円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第10条第 1 項第 1 号該当

平成27年度家畜商講習会開催公告

家畜商法 (昭和24年法律第208号) 第 4 条の 2 第 1 項の規定により, 平成27年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第 1 日	平成27年 8 月 27 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで	鹿児島県市町村自治会館402号会議室 (鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号)
第 2 日	平成27年 8 月 28 日 (金) 午前 9 時から午後 5 時まで	同上

- 2 講習内容
家畜商法施行令 (昭和28年政令第252号) 第 1 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項のほか, 知事が必要と認める事項
- 3 受講資格
制限はない。
- 4 講習の特例措置
獣医師法 (昭和24年法律第186号) 第 3 条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第16条第 1 項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては, 家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。
- 5 講習手数料
3, 300円
- 6 受講手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受講申請書

イ 講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

ウ 4に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し

(2) 受講申請書等の提出先

鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

7 受講申請書の提出期限

平成27年 7 月 17 日（金）

8 受講申請書等の用紙の交付

受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-2111内線3225）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

河川法に基づく川内川下流圏域河川整備計画（県管理区間）の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、川内川下流圏域河川整備計画（県管理区間）を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

河川法に基づく川内川上流圏域河川整備計画（県管理区間）の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、川内川上流圏域河川整備計画（県管理区間）を定めたので、鹿児島県土木部河川課、北薩地域振興局建設部河川港湾課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

河川法に基づく大淀川水系河川整備計画（庄内川・溝之口川 鹿児島県知事管理区間）の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、大淀川水系河川整備計画（庄内川・溝之口川 鹿児島県知事管理区間）を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

教育委員会規則

鹿児島県障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第6号

鹿児島県障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

鹿児島県障害児就学指導委員会規則（昭和49年鹿児島県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県教育支援委員会規則

第 1 条中「児童・生徒」を「児童生徒」に、「適正な就学判断」を「適切な就学判断と継続支援」に、「鹿児島県障害児就学指導委員会」を「鹿児島県教育支援委員会」に、「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

第 2 条中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に、「児童・生徒」を「児童生徒」に改め、同条第 5 号中「就学指導」を「教育相談・支援」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 県立の特別支援学校に在籍する児童生徒の教育支援に関すること。

第 3 条及び第 5 条から第 7 条までの規定中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県障害児就学指導委員会規則第 3 条第 2 項の規定により鹿児島県障害児就学指導委員会の委員に委嘱されている者は、施行日に改正後の鹿児島県教育支援委員会規則第 3 条第 2 項の規定により鹿児島県教育支援委員会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成28年 5 月 31 日までとする。

公安委員会規則

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第17号

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定に基づき、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部長の事務等)

第 2 条 講習計画の作成その他講習に関する事務は、特に定めのあるもののほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。

(講習の対象者)

第 3 条 法第108条の 3 の 4 に規定する危険行為（以下「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、危険行為をした日を起算日とする過去 3 年以内に他の危険行為をしたものについて、次の各号に掲げる場合を除き、講習の受講命令通知を受けた日を起算日とする 3 月以内に行われる講習の受講を命ずることとする。

(1) 自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合

(2) 既に講習を受けた者である場合であって、講習を受講した後の危険行為が 2 回に満たない場合

(講習の通知)

第 4 条 講習の通知は、講習の対象者に対して、講習受講命令書（別記第 1 号様式）により、公安委員会名で行うものとする。

(講習の申請)

第 5 条 前条により通知を受けた者は、講習受講申請書（別記第 2 号様式）に講習手数料（鹿児島県収入証紙）を添えて、講習当日提出するものとする。

(講習の内容)

第6条 講習は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 自転車の運転者としての資質の向上に関する事
- (2) 自転車の運転について必要な適性に関する事
- (3) 道路交通の現状及び交通事故の実態に関する事
- (4) その他自転車の運転について必要な知識に関する事

2 1回の講習時間は、3時間とする。

(講習施設)

第7条 講習は、鹿児島県運転技能向上センター又は警察署等の講習に適した環境の施設を使用して行うものとする。

(講習の委託)

第8条 講習は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものに委託して行うことができる。

(受託者に対する監督)

第9条 講習の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）に対する監督は、本部長がこれを行うものとする。

2 本部長は、必要があるときは、受託者に対して報告を求め、講習の状況を調査することができるものとする。

(講師の委嘱)

第10条 講習の講師は、自動車運転免許証取得者をもって充てることとする。

(講習結果の報告)

第11条 受託者は講習の結果を原則として講習実施当日に、自転車運転者講習実施結果報告書（別記第3号様式）により公安委員会に報告するものとする。

(弁明の機会の付与)

第12条 公安委員会は、自転車の運転に関し、危険行為を反復してした者について、当該処分事由を審査の上、受講命令をする必要があると判断した場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会の付与を行わなければならない。

2 弁明の機会の付与の実施については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定めるところにより行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

講習受講命令書	
鹿 公 第 号 平 成 年 月 日	
殿	
鹿児島県公安委員会	
道路交通法第108条の3の4の規定により次の期間内に自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けるべきことを命令する。	
命 令 を	住 所
受 け る 者	フリガナ 氏 名 年 月 日生
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
命 令 の 理 由	
備 考	

第 2 号 様 式 (第 5 条 関 係)

講 習 受 講 申 請 書

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

フリガナ

氏 名

(歳)

道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講を申請します。

申請年月日	年 月 日
講習場所	
手数料	収入証紙 貼付箇所
備考	

第 3 号様式 (第11条関係)

自転車運転者講習実施結果報告書

年 月 日

公安委員会 殿

講習受託者名 印
代表者

次の者に対して，道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を 年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所

備考

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 6 号

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員就業規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年における」を削る。

附 則

この規程は、平成27年 6 月 1 日から施行する。